

第1章 総則

第1条 (本規約の適用)

1. 本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「Wi-Fi アクセス for ビジネス(W)」および「Wi-Fi アクセス for ビジネス(W)(MGW)」(以下、併せて本サービスといいます。)の利用に関し適用されるものとし、
2. 本サービスの利用については、本規約、ならびに当社が規定するウィルコム3Gサービス契約約款、ウィルコム通信サービス契約約款、その他当社が別に定める規定、規約、約款等（以下「契約約款等」といいます。）が適用されます。
利用者は、本規約および契約約款等に承諾の上、本サービスに申し込むものとし、申込をもって本規約に同意したものとみなします。
3. 本規約に定める内容と契約約款等との間に齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されるものとし、
4. 当社は、本規約の内容を、当社の都合により、利用者への通知なしに変更することがあります。その場合、当社は変更後の内容を当社のホームページに掲載するものとし、利用者はこれを確認するものとし、また、当該変更の後には、変更後の本規約に従い、当社は本サービスを提供するものとし、利用者はこれに従うものとし、
5. 利用者は、契約者の従業員等本サービスを利用する者（以下「従業員等」といいます。）に、本規約および契約約款等を遵守させるものとし、従業員等による本規約または契約約款等の違反は、利用者の違反とみなします。

第2条 (用語の定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (2) 「申込者」とは、当社に利用契約の申込をした法人をいいます。
- (3) 「利用者」とは、申込者のうち、当社との間で利用契約が成立した法人をいいます。
- (4) 「提供区域」とは、無線基地局設備取扱所において無線基地局設備から電波の届く範囲として別紙1に定める区域をいいます。
- (5) 「無線基地局設備」とは、本サービスを提供するため当社および当社と契約を締結した事業者が設置する交換設備（その交換設備に接続される設備を含みます。）をいいます。
- (6) 「無線基地局設備取扱所」とは本サービスが利用できる場所として当社が指定する取扱所をいいます。
- (7) 「無線回線」とは、無線基地局設備と無線 LAN 機器との間に設置される電気通信回線をい

ます。

- (8) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- (9) 「対応移動機」とは、本サービスに対応するものとして当社が提供する USIM カードが挿入された、当社所定のモバイルデータ通信端末のことをいいます。
- (10) 「対応パソコン」とは、IEEE802.11bまたはIEEE802.11gに準拠するWi-Fi認定を受けた無線LANデバイスと当社の別途定めるオペレーティングシステムを搭載するパソコンをいいます。
- (11) 「接続用ソフトウェア」とは、本サービスを利用するために対応パソコンへインストールして利用する、3Gサービスから無線回線へ、また無線回線から3Gサービスへの切り替えを可能とするための当社が提供する所定のソフトウェア（アップデートされた場合は、アップデート後のソフトウェア）をいいます。
- (12) 「使用許諾契約書」とは、接続用ソフトウェアを利用するために利用者が同意すべき事項につき当社が定める「Wi-Fi アクセス for ビジネス(W)/Wi-Fi アクセス for ビジネス(W)(MGW)接続用ユーティリティソフトウェア使用許諾契約書」をいいます。
- (13) 「ソフトバンク Wi-Fi スポットサービス」とは、提供区域において、無線LAN機器を使用してインターネット接続を行う電気通信サービスをいいます。
- (14) 「Wi-Fi アクセス for ビジネス(W)」とは、対応移動機および接続用ソフトウェアを利用したソフトバンク Wi-Fi スポットサービスをいいます。
- (15) 「Wi-Fi アクセス for ビジネス(W)(MGW)」とは、3Gサービスを当社が提供する閉域サービス「モバイルゲートウェイ」と併せて利用する場合に適用する対応移動機および接続用ソフトウェアを利用したソフトバンク Wi-Fi スポットサービスをいいます。
- (16) 「3Gサービス」とは、当社がワイモバイルブランドにて提供する3G通信サービスをいいます。

第2章 利用契約

第3条（利用契約の単位）

本サービスの利用にあたっては、申込者の3Gサービス契約1回線ごとに1つの利用契約を締結するものとします。

第4条（申込の方法）

本サービスの利用にあたっては、当社の定める方法により、申込を希望する者自身で申込をする必要があります。

第5条（申込の資格・条件と契約の成立）

1. 当社は、第4条の申込があった場合は、次の全てを満たす場合に限り、その申込を承諾するものとし、申込の承諾をもって利用契約は成立します。
 - (1) 対応移動機にかかる3Gサービス契約を締結している法人であること。
 - (2) 対応移動機について、当社所定のモバイルデータ通信用料金プランに加入していること。
2. 本サービスを利用するためには以下の条件を満たすことが必要となります。
 - (1) 対応移動機を保有していること。
 - (2) 対応パソコンを保有していること。
 - (3) 使用許諾契約書に同意した上で、対応パソコンに接続用ソフトウェアをインストールすること。
 - (4) 接続用ソフトウェアを対応パソコンにて使用できる環境にあること
 - (5) 対応移動機を対応パソコンにて使用できる環境にあること。
3. 本サービスの申込後に本サービスを利用できないことが判明した場合でも、当社は、利用者が本サービスの利用に必要な通信機器等の準備および設定のために負担した費用その他の損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、利用者が本サービスの利用にあたって使用する対応パソコン、接続用ソフトウェア、電気通信回線およびこれらに付随して必要となる機器との互換性を確保するため、当社の設備もしくは接続用ソフトウェアを改造、変更、追加する義務その他本サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

第3章 本サービスの提供

第6条（ソフトバンク Wi-Fi スポットサービスの提供）

1. 当社は、利用者に対し、提供区域において、ソフトバンク Wi-Fi スポットサービスを提供します。
2. 提供区域は追加、削除等により変更される可能性があります。提供区域の変更に関し当社は何らの責任も負わないものとします。

第7条（接続用ソフトウェア）

1. 利用者は、当社が提供する接続用ソフトウェアを介して利用者が本規約に従って本サービスを利用することにつき、当社から許諾を得るものとします。
2. 接続用ソフトウェアを使用するためには、対応移動機を対応パソコンに挿入する必要があります。
3. 接続用ソフトウェアは、当社が別途定める方法により入手するものとします。

第8条（通信）

ソフトバンク Wi-Fi スポットサービスはIEEE802.11bまたはIEEE802.11gに準

拠するインターフェースにより通信を行うことができます。ただし、当社は、そのインターフェースに規定する符号伝送速度を保証しません。また、ご利用になる無線基地局設備によりご利用できないインターフェースもあります。

第9条（無線回線等による制約）

本サービスにおいては、次の各号の理由により、無線回線を利用した通信の伝送速度が低下もしくは変動する状態、符号誤りが発生する状態または本サービスが全く利用できない状態となることがあります。この場合、当社は何らの責任も負わないものとします。

- (1) 無線回線に係る回線距離および無線基地局設備の設備状況
- (2) 他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備からの信号漏洩による電波障害および電波干渉等
- (3) 電気製品および特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害および電波干渉等
- (4) 遮蔽物による電波障害
- (5) 無線LAN機器または対応パソコンの故障
- (6) 本サービスの安定した提供のためのサービス中断、またはメンテナンス等の実施
- (7) 接続用ソフトウェアの不具合

第10条（利用の制限）

1. 当社は、技術上やむを得ない理由等により、事前の通知なく、無線基地局設備の点検または全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設することがあります。この場合、提供区域であっても本サービスの提供を行うことができなくなる場合があります。
2. 無線基地局設備には同時接続可能数に限りがあるため、最大同時接続数を超えた場合は利用できません。また、同時に接続する利用者の利用状況等により最大同時接続数が異なる場合があります。
3. 利用者が本サービスを通じて閲覧しようとする情報のアドレスが、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が提供する児童ポルノアドレスリストに該当する場合、当該情報の閲覧が制限されることがあります。また、本サービスと提携している他事業者が児童ポルノに該当するとして閲覧を制限した情報は、本サービスにおいても閲覧が制限されることがあります。
4. 対応移動機の機種によっては、一部の提供区域で本サービスをご利用できない場合があります。
5. 新たに提供区域となった区域において、本サービスの利用開始時期が遅れる場合があります。その場合、当社は利用できない区域および本サービスの利用開始時期等を当社のホームページに掲載するものとします。
6. 第1項から前項の場合、当社は何らの責任も負わないものとします。
7. 当社は、別途定める無線基地局設備に係る業務区域において、利用者が通信を行う場合に、当社が別途定めるソフトウェアまたは通信プロトコルに係る通信等を制限することがあります。
8. 当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析および蓄積

を行う場合があります。

第4章 利用料金等

第11条 (利用料金等)

1. 本サービスの月額使用料は467円(税抜)とします。なお、月途中で本サービスの申込または解除があった場合は、使用料を日割計算にて請求いたします。
2. 対応パソコンに対応移動機を挿入している場合、提供区域内であっても、3Gサービスを使ったインターネット接続を行うまたは3Gサービスに切り替えることがあります。その場合には契約約款等に準じたパケット通信料が発生します。

第5章 利用者の責務等

第13条 (本サービスの利用)

1. 利用者は、従業員等による本サービスの利用およびその結果につき一切の責任を負うものとします。万一、利用者(従業員等を含む)による本サービスの利用に関連または起因して、他の利用者または第三者から当社に対して何らかの請求、訴訟その他の紛争が生じた場合、当該利用者は、自らの費用と責任において当該紛争を解決し、当社に経済的負担が生じた場合にはこれを賠償するものとします。
2. 無線基地局設備取扱所によっては利用場所や営業日、営業時間により本サービスの利用が制限されることがあります。

第14条 (ID・パスワードの管理)

1. 本サービスの利用に関して利用者にIDおよびパスワード(以下「ID等」といいます。)を付与しますが、利用者はこのID等を管理する責任を負います。
2. ID等を用いて本サービスの利用が開始された場合、その後ログアウトまでの一連の通信はID等が付与された利用者自身の正当な権限をもって行われているものとみなします。また、当社は、ID等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。
3. ID等の譲渡、貸与および名義変更はできません。

第15条 (禁止事項)

1. 利用者は本サービスの利用にあたって契約約款等に定める不適切な行為を行ってはならないものとします。
2. 前項に規定する行為があったと当社が認めた場合は、本規約の規定に違反したものとして、当社は、利用契約を解除することができます。また、契約約款等の利用に係る契約者の義務の規定に

違反したものとみなして、契約約款等を適用します。

第16条（ソフトバンク Wi-Fi スポットサービス以外の無線回線）

利用者は、接続用ソフトウェアに設定することにより、ソフトバンク Wi-Fi スポットサービス以外の無線回線を使用することが可能となりますが、ソフトバンク Wi-Fi スポットサービス以外の無線回線の品質および利用について、当社は一切責任を負うものではありません。

第17条（端末機器・接続用ソフトウェアの管理等）

1. 利用者は本サービスを利用するために必要な端末機器(対応移動機および対応パソコンを含む)・接続用ソフトウェアを自己の費用と責任をもって維持するものとします。
2. 本サービスは、公衆の場における、無線回線を用いたサービスであることに鑑み、利用者は、端末機器・接続用ソフトウェアに適切なセキュリティ対策を施す等、自己の費用と責任において十分な注意を払う必要があります。
3. 第1項および前2項に定める端末機器・接続用ソフトウェアの管理等の不備ために利用者が本サービスを利用できなかった場合または第三者より被害を受けた場合であっても、当社は一切責任を負わず、また料金等の減額・返還等には応じないものとします。

第6章 本サービスの停止等

第18条（利用者側事由による提供停止）

契約約款等に基づき、3Gサービスの利用停止があった場合は、本サービスも利用停止となる場合があります。

第19条（利用停止中の料金）

利用停止中も月額の使用料は発生するものとします。

第20条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、すべての提供区域において本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間を超えてその状態が継続したときに限り、利用者の損害賠償請求に応じるものとします。
2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、利用者が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、利用者に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、利用者が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状

態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。当社は、いかなる場合においても、かかる額を超えて損害賠償義務を負わないものとします。

第21条（免責）

1. 当社は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、かかる情報等に起因して生じた損害について責を負わないものとします。
2. 当社は、本規約等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、ローミング先の無線基地局設備等の改造・変更に係る接続障害により生じた損害、利用者にて用意するパソコンに起因する障害により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。
3. 当社は、本規約の変更により利用者が有する設備の改造または変更等を要することとなった場合であっても、その費用を負担しないものとします。
4. 当社は、前条および本規約に明示的に定める場合の他、利用者に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。
5. 利用者にて対応パソコン以外のパソコンを使用した場合の動作ならびに接続性について、当社は一切の保証を行わないものとします。

第7章 利用契約の終了

第22条（利用者が行う利用契約の解約）

本サービスの解除には当社の定める方法により、利用者自身で解除手続きを行うものとします。

第23条（利用契約の終了）

契約約款等に基づいて行われた契約解除・変更、または申込の解除・変更等により、第5条に定める本サービスの申込資格・条件を満たさなくなった場合、当社からの何らの意思表示なく当然に本サービスの利用契約は終了するものとします。

第24条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約約款等に定めるところにより利用契約を解除できるものとします。

第8章 その他

第25条（その他注意事項）

1. 3Gサービスの契約者回線の譲渡・承継を行った場合、本サービスの利用契約は譲渡者・承継先に同条件にて引き継がれるものとします。

2. 利用者が無断で第三者のブロードバンド回線を利用して第三者に不利益を与えた場合、損害賠償請求される可能性があります。その損害について当社は一切の補償は行わないものとします。
3. 対応移動機をパソコンに接続しない場合は、接続用ソフトウェアの起動、ならびに、3Gサービスおよび第6第1項に定める本サービスの通信ができません。また、接続用ソフトウェア起動中、対応移動機をパソコンから外した場合は、第6条第1項に定める本サービスの通信は切断され、再挿入するまで接続されません。
4. 海外等で対応移動機または接続用ソフトウェアを利用する場合は、利用中のパソコンが適合する国または地域の無線周波数と安全基準を確認の上、利用者の責任において起動や設定、接続等を行うものとします。なお、ソフトバンク Wi-Fi スポットサービスは海外では利用できません。
5. 接続用ソフトウェアはパソコンの環境によって利用できない場合があります。
6. 接続用ソフトウェアは、随時アップデートされることがあります。その場合、当社が別途定める方法により、利用者は対応パソコン内にインストールされた接続用ソフトウェアをアップデートするものとします。利用者が接続用ソフトウェアをアップデートしない場合、提供区域または対応移動機でのご利用であっても本サービスが利用できない場合があります。

第26条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に関して取得する利用者の個人情報について、別途当社ホームページにて掲示するプライバシーポリシーに従って取扱うものとします。
2. 本サービス利用時に、当社は利用者の「契約者固有 ID/通信機器等固有 ID」を認証情報として暗号化された認証処理により取得することを、利用者は予め承諾します。

第27条（合意管轄）

利用者と当社との間で本サービスまたは本規約に関連して訴訟の必要性が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

発行日：2011年11月1日

更新日：2011年12月1日

更新日：2012年3月27日

更新日：2014年6月1日

更新日：2014年7月1日

更新日：2015年8月04日

以上

附則

当社は本サービスを、当社が提供するキャンペーンや割引サービス等のために、利用規約で定める申込の方法、利用料金、申込の資格、解約手続き等の条件を一部変更したうえで提供する場合があります。なお変更される内容や条件は都度当社所定の方法でお知らせするものとします。

以上

別紙1 提供区域

- ・ ソフトバンク Wi-Fi スポットエリア (2011年11月1日以降)
(http://mb.softbank.jp/mb/service_area/sws/)

以上